

休眠預金等のお取り扱いについて

お客さま各位

かながわ信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年(2018年)1月から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金(以下、「休眠預金等」といいます。)につきましては、平成31年以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客さまの申出により払戻しをさせていただくこととしております。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

(1) 法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

(2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

預金種類ごとの認可事由は次頁のとおりです。

預金等の種類	認可を受けた事由
普通預金	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く。 ※②は(a)、(b)、(d)に掲げる事由のみ
普通預金（無利息型）	同上
貯蓄預金	下記①、②に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く。 ※②は(a)に掲げる事由のみ
納税準備預金	下記①に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く。
通知預金	下記①に掲げる事由 ※①は繰越を除く
期日指定定期預金	下記①、②に掲げる事由 ※①は繰越を除く ※②は(c)に掲げる事由のみ
自由金利型定期預金（M型） （スーパー定期）単利型	同上
自由金利型定期預金（M型） （スーパー定期）複利型・個人	同上
自由金利型定期預金	同上
変動金利定期預金 単利型	同上
変動金利定期預金 複利型・個人	同上
自動継続期日指定定期預金	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は繰越を除く ※②は(c)、(d)に掲げる事由のみ
自動継続 自由金利型定期預金（M型） （スーパー定期）単利型	同上
自動継続 自由金利型定期預金（M型） （スーパー定期）複利型・個人	同上
自動継続 自由金利型定期預金	同上

自動継続 変動金利定期預金 単利型	同上
自動継続 変動金利定期預金 複利型・個人	同上
積立定期預金	下記①に掲げる事由 ※①は繰越を除く
定期積金	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は繰越を除く ※②は(d)に掲げる事由のみ

①預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引がない場合は除く）若しくは繰越。

②預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更。

(a)キャッシュカードの再発行

(b)カードローン契約の終了

(c)方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更）

(d)総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限ります）

③総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記（1）及び①～③に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。

以上

「預金規定集」への追加記載事項

1. 「普通預金規定」「普通預金規定（無利息型）」

（休眠預金等活用法に係る異動事由）

（1）当金庫は、この預金について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取扱います。

- ①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払いに係るものを除きます。）
- ②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行（再発行を含む）、記帳（窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く）もしくは繰越があったこと
- ⑤預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと
 - (a) キャッシュカードの再発行
 - (b) カードローン契約の終了
 - (c) 総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限る。）
- ⑥定期性総合口座規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る異動事由が生じたこと

（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（1）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ①前条に掲げる異動が最後にあった日
- ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 定期性総合口座規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等

2. 「貯蓄預金」「納税準備預金」

(休眠預金等活用法に係る異動事由)

(1) 当金庫は、この預金について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払いに係るものを除きます。）

② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行（再発行を含む）、記帳（窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く）もしくは繰越があったこと

⑤ 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと（ただし、納税準備預金は除く）

(a) キャッシュカードの再発行

(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

① 前条に掲げる異動が最後にあった日

② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

3. 「通知預金規定」

(休眠預金等活用法に係る異動事由)

(1) 当金庫は、この預金について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払いに係るものを除きます。）

②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。

③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)

(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引がない場合を除く）があったこと

(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①前条に掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

4. 「期日指定定期預金規定」「自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）単利型」「自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）複利型・個人」「自由金利型定期預金」「変動金利定期預金 単利型」「変動金利定期預金 複利型・個人」「積立定期預金規定」

（休眠預金等活用法に係る異動事由）

(1) 当金庫は、この預金について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払いに係るものを除きます。）

②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。

③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引がない場合を除く）があったこと

⑤預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと（ただし、積立定期預金は除く）

(a) 方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更）

（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①前条に掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を
発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日
から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金
保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によら
ないで返送されたときを除く。）に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなっ
た日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由
とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待
される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初
回満期日）

5. 「自動継続期日指定定期預金」「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパ
ー定期）単利型」「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）複利
型・個人」「自動継続自由金利型定期預金」「自動継続変動金利定期預金 単利型」
「変動金利定期預金 複利型・個人」

(休眠預金等活用法に係る異動事由)

(1) 当金庫は、この預金について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動
事由として取扱います。

①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由によ
り預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払いに係るものを除きま
す。）

②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫
が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。

③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（こ
の預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公
告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行（再発行含む）、記
帳（記帳する取引がない場合を除く）があったこと

⑤預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと

(a) 方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更）

(b) 総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限ります。）

⑥定期性総合口座規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る異動事由が生じたこと

(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①前条に掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと/当該事由が生じた機関の満期日

(a) 異動事由(前条に掲げる事由をいいます。)

(b) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。

③定期性総合口座規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと/他の預金に係る最終異動日等

6. 「定期積金」

(休眠預金等活用法に係る異動事由)

(1) 当金庫は、この預金について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取扱います。

①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由によ



り預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払いに係るものを除きます。）

- ②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引がない場合を除く）があったこと
- ⑤預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと
 - (a) 総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限ります。）
- ⑥定期性総合口座規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る異動事由が生じたこと

（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ①前条に掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた機関の満期日
 - (a) 異動事由（前条に掲げる事由をいいます。）
 - (b) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の

通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

- ③定期性総合口座規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等